

表 10 特定粉じん発生施設と規制基準

項	施設名	規模（以上）	規制基準
1	解綿用機械	原動機定格出力 3.7kW	工場、事業場の敷地境界線における大気中の石綿の濃度が、 10本/ℓ (測定方法) 平成元年12月27日付環境庁告示第93号による測定方法
2	混合機		
3	紡績用機械		
4	切断機	原動機定格出力 2.2kW	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス (せん断加工用のものに限る。)		
9	穿孔機		

- 注) 1 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。
2 湿式のもの及び密閉式のを除く。